

共同親権制度は 子どもの安心安全を守れるのか

2524人のアンケート調査から見えるひとり親と子どもたちの実情

シングルマザーサポート団体全国協議会(全国31団体)



離婚後等の子どもの養育に関するアンケート調査
第一次とりまとめ結果

離婚後の子どもの養育についての調査について

2022年夏現在離婚後の子どもの養育(養育費、面会交流、共同親権・共同監護など)について法務省の法制審議会で議論され、急ピッチで中間試案とりまとめが行われている。

この議論にひとり親の声を届けるために、シングルマザー等を支援するシングルマザーサポート団体全国協議会(7月15日現在加盟団体31団体)は6月22日～7月2日、WEBアンケートによる調査を各団体の会員に対して行った第一次集計結果である。

***協力 家族法制アンケート調査プロジェクト**

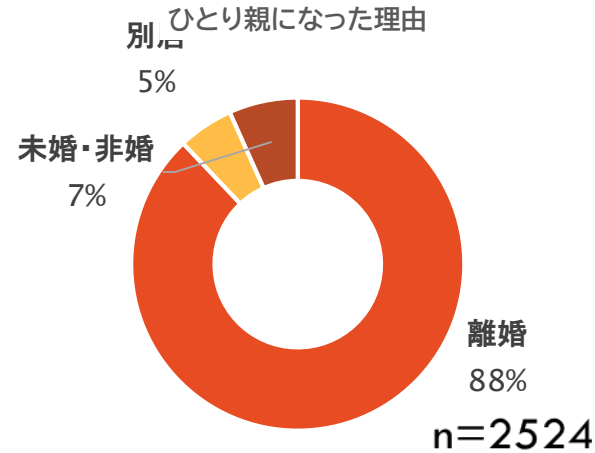
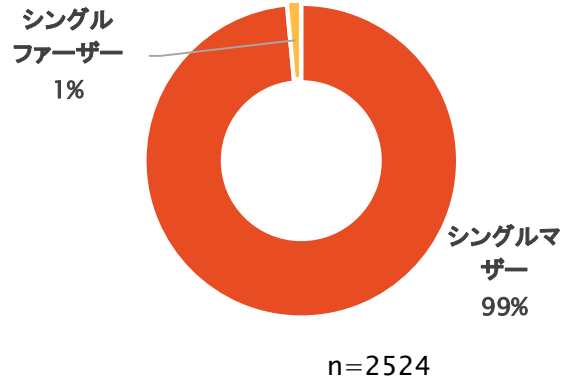
調査対象:子どもが20歳以下のときに離婚し現在お子さんが26歳以下でひとり親になってから10年以内の人。

※この第一次集計結果は抜粋であり暫定的なものである。今後第二次集計、インタビューを含めた第三次集計を計画している。

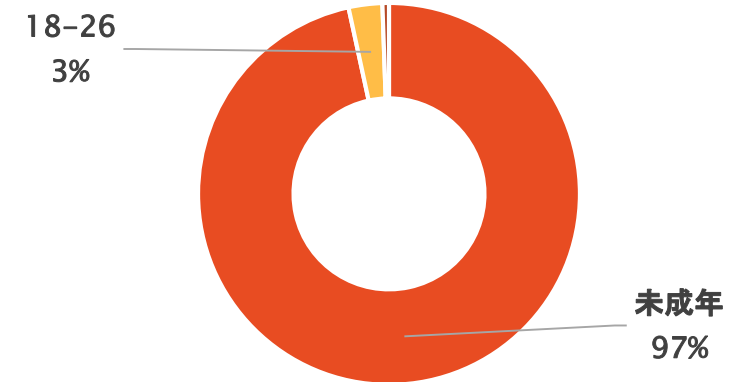
【有効回答数2524】(回答者数 3049)

離婚後の子どもの養育についてのアンケート調査
実施主体 シングルマザーサポート団体全国協議会(全国31団体)
協力 家族法制アンケート調査プロジェクト
連絡先 NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
info@single-mama.com

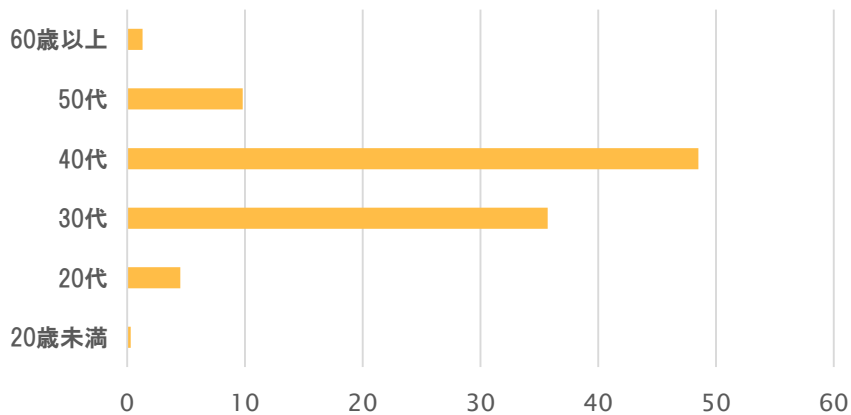
アンケート回答者について



現在のお子さんの年齢(末子) 回答数2524人

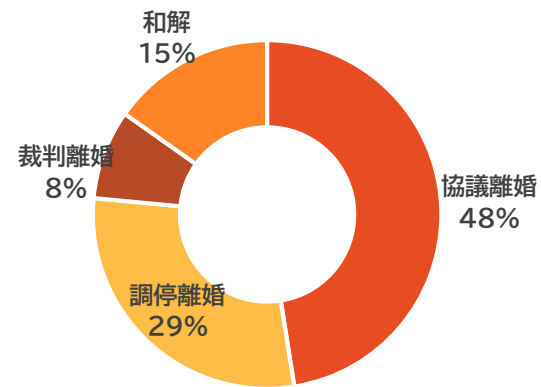


年齢 %

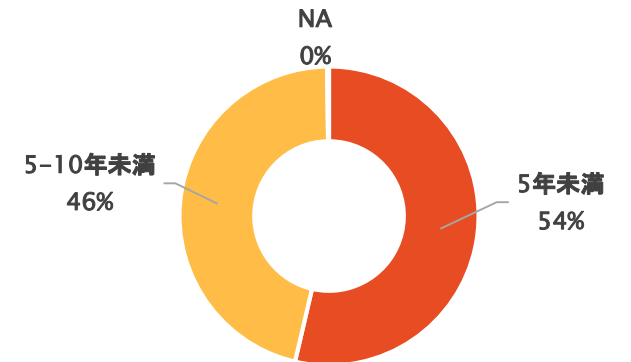


n=2524

経験した離婚の手続きの種類

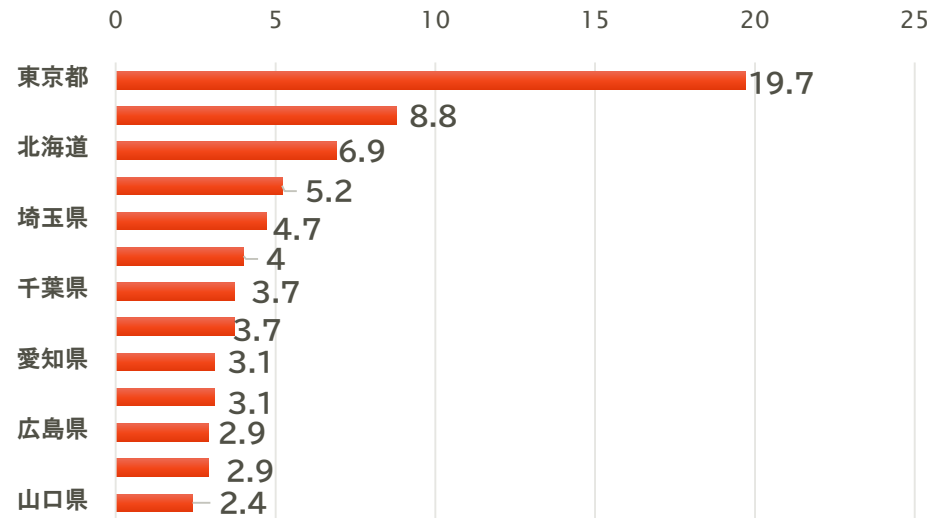


ひとり親になってからの年数 回答者2524人 %



アンケート回答者について

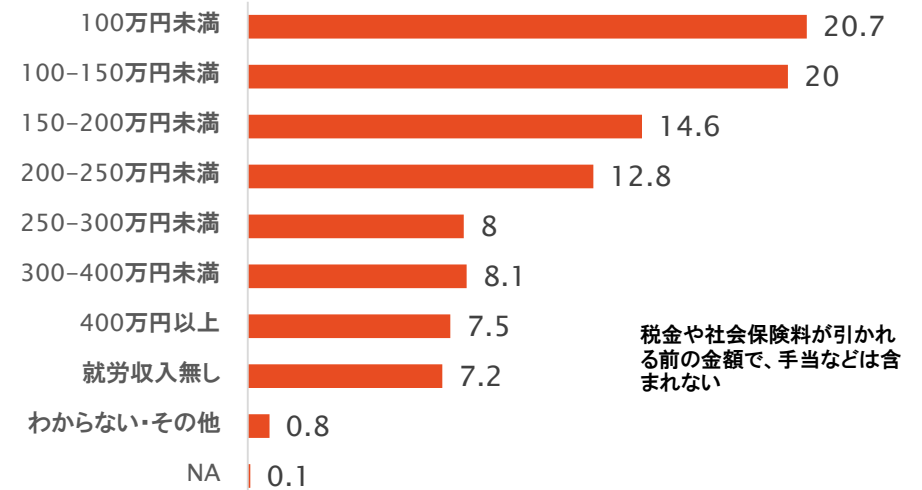
お住まいの都道府県 %



■ お住まいの都道府県 %

n=2524

就労年収(2021年) 回答数2524人 %



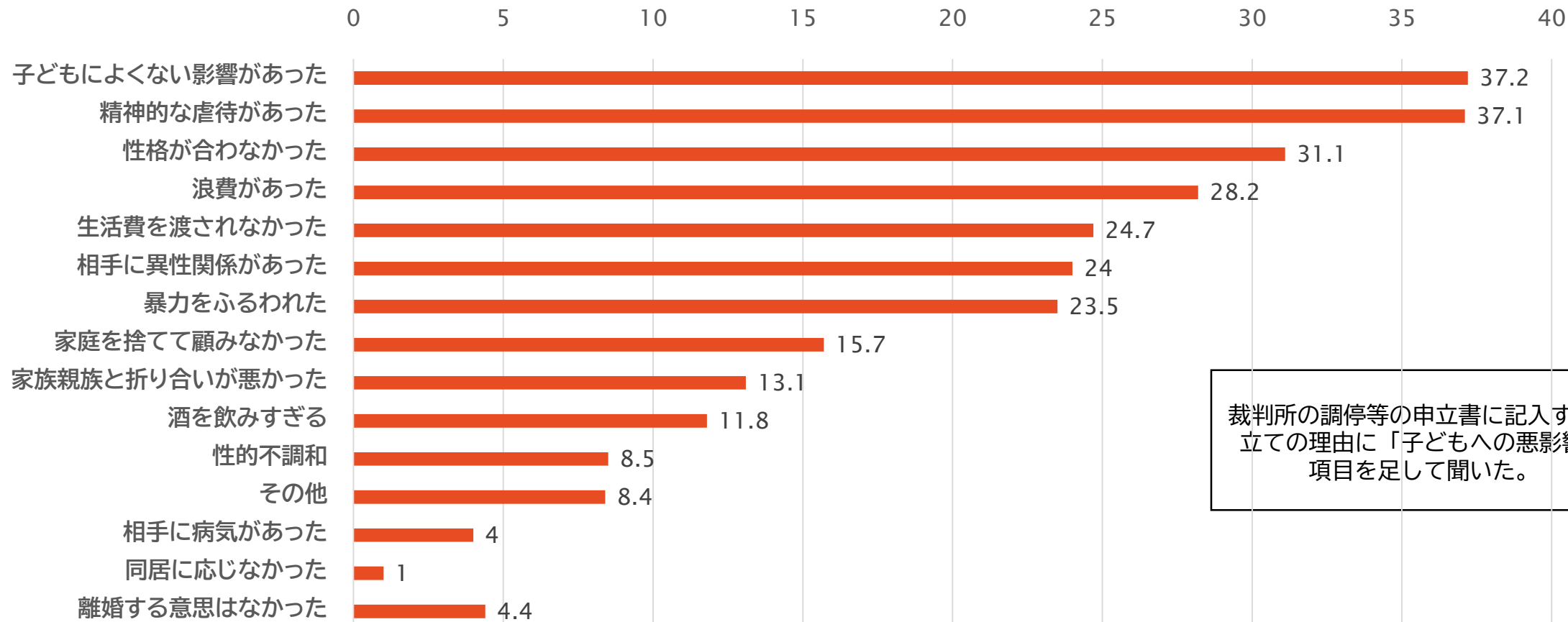
税金や社会保険料が引かれる前の金額で、手当などは含まれない

※すべての都道府県から回答があった。

就労年収は100万円未満がもっとも多かった。

離婚を決断した理由(複数回答、3つまで選択) n=2219 (%)

離婚を決断した理由を聞いたところ子どもに悪影響、精神的虐待が多い結果となった(37%)。子どもへの悪影響を防ぐために離婚をやむを得ず決断する人が多いことがわかる。そのほか性格不一致、浪費、生活費を渡さないが続いている。



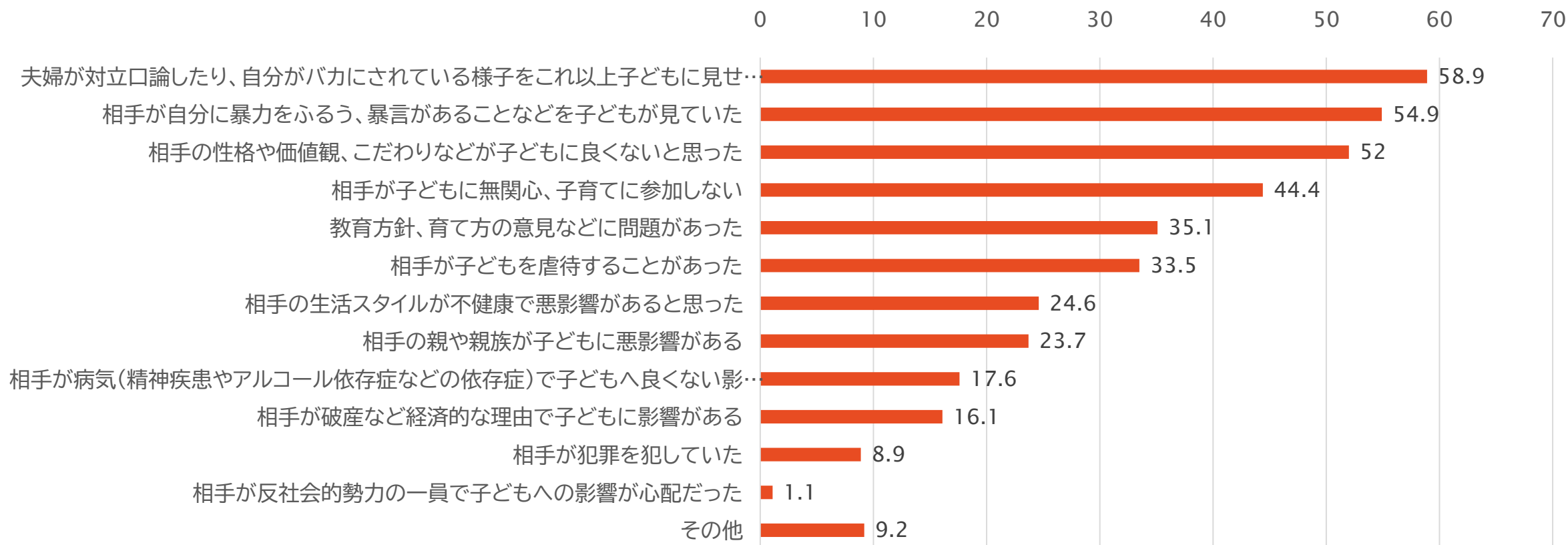
裁判所の調停等の申立書に記入する申立ての理由に「子どもへの悪影響」項目を足して聞いた。

子どもへの悪影響の具体的内容

子どもへの悪影響とは具体的内容を聞いた。もっとも深刻なものは虐待である。

夫婦の対立を見せること、面前DV、相手の生活スタイルが不健康、子育てへの無関心、教育方針の問題、精神疾患やアルコール依存、経済的な理由など多様な理由が挙げられた。

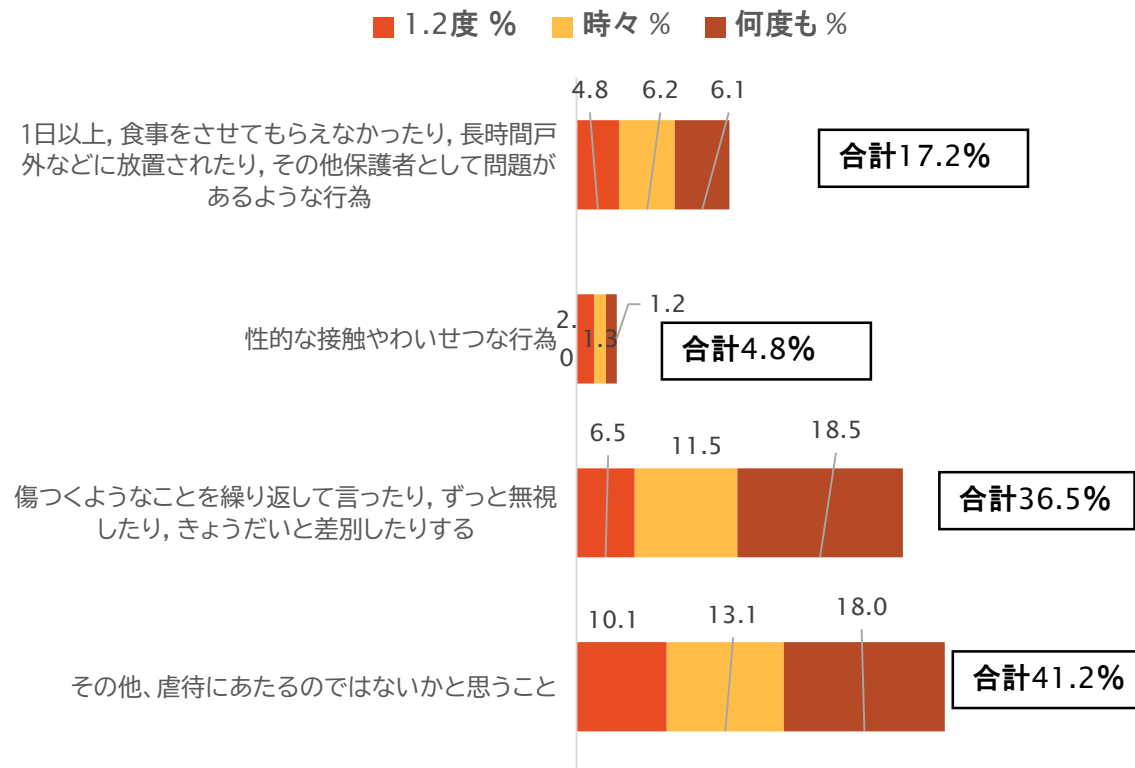
(複数回答 n=824 %)



配偶者からの子どもの虐待に40%があったと回答

配偶者から1日以上、食事をさせてもらえなかったり、長時間戸外などに放置されたり、保護者として問題がある行為をされたことが「1, 2度あった」「何度もあった」子どもは347人いた。性的被害を受けた子どもも97人いた。また、一方の親へのDVを子どもが目撃していると回答割合も6割だった。具体的には「流血するまで蹴る」「首をしめて怒った」等の回答があった。

配偶者からの子どもへの虐待 回答数2020人 %



子どもはDV被害を見聞きしていたか 回答数2294(%)



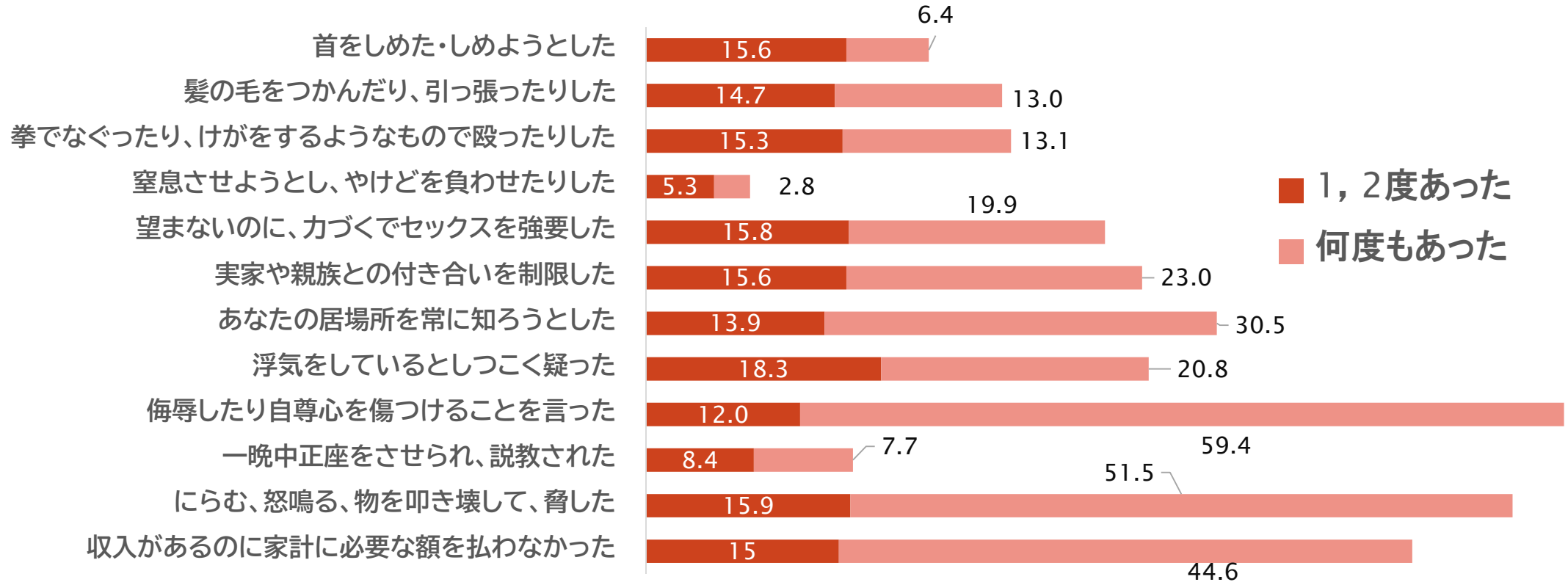
【その他自由記述から】

- トイレに行かせない。車に閉じ込める。
- 叩く、怒鳴る、反省文を書かせてそれを持たせて写真を撮りそれを見えるところに貼る。
- 長時間の正座、押し入れに閉じ込める。
- 正座、説教を繰り返す（回答多数）
- マナーが悪いと、髪を引っ張り引きずり降ろして怒鳴り散らす。
- 謝っても許さず流血するまで蹴る。何もしていないのにつねる。
- 赤ん坊で泣き止まない時に、揺さぶりをしていた。
- 首を閉めて怒った。
- ほとんど生肉の鶏肉を食べさせる。股関節を2度も脱臼させた。

母親のDV被害体験

子どもへの虐待はDV被害体験と同時に起きていることが多い。DV被害体験も非常に高い割合であり、深刻なDV被害者が離婚を経験した人の中に多く含まれていることを示している。

元配偶者からのDV被害の体験 回答数2254人 (%)



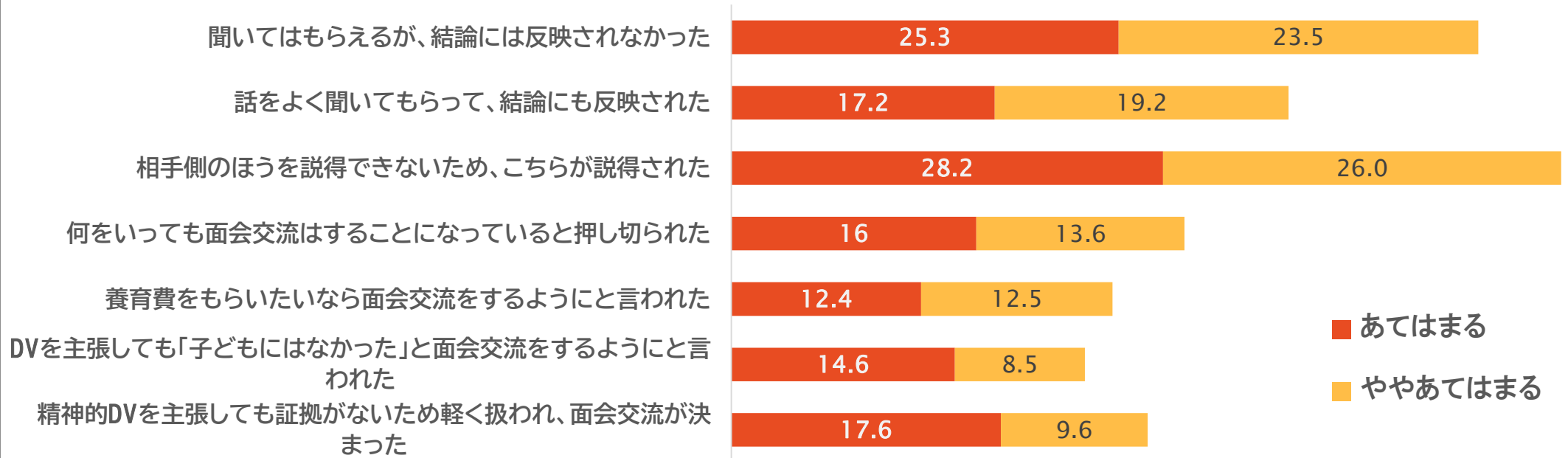
家庭裁判所はDVや虐待があっても面会交流をさせる対応

家庭裁判所の調停での手続きで意見を聞いてもらえたかを聞いた。

「DVを主張してもそれは子どもにはなかったと言われ、面会交流をするようにと言われた」(23.1%) などDVを軽く扱う傾向がはっきりとデータ上示された。

2011年民法766条の改正以降、家庭裁判所では原則面会交流実施の方針で調停が行われてきたと言われる

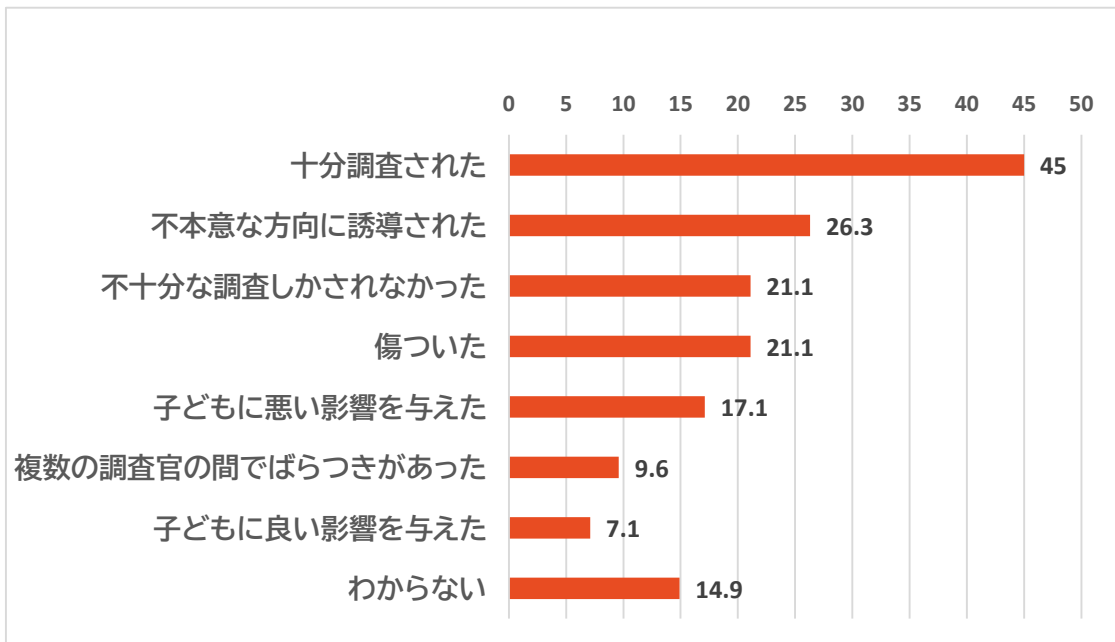
調停であなたの主張はどう扱われたか(複数回答) 回答数 1147人(%)



調査官調査におけるDVや虐待の扱い

また調査官調査を経験した280人に調査官調査について聞いたところ(複数回答)、十分調査されたという回答が(45.2%)ある一方、「不本意な方向に誘導された」(26.3%)、「傷ついた」(21%)、「子どもに悪い影響を与えた」(17.1%)と、かなりの高率で問題があったことがわかる。

家庭裁判所では虐待やDVについて十分にアセスメントを行ってはいないことは明らか。その結果子どもを危険にさらす面会交流に誘導しているのではないか。



n=280

【自由記述から】

●精神的な暴力は調停では認められず「面会交流こそ子どもの幸せである」と繰り返し言われた。

●調査官「パパがあなたに会いたがっている、会いたい？」→子「怖くなければ」→調査官「怖くないよ。怖くない人に見えたよ」などと誘導した。

●調査官も面会交流ありきで、「どうして会わせないのか」ばかりで、診断書や医師の意見書、療育の内容、病院からの意見等は全く無視された。「(相手側に会わせて)何か悪い影響があれば病院を受診してください」と捨て台詞さえあった。

●子どもの心理を逆手にとり傷つけ「面会交流に応じないとキミはお父さんを自殺に追いやるよ」と言われて、子どもは今でも心の病気、うつで苦しんでいる。

●被虐待児に対する配慮がなかった。子供が一生懸命説明しても無視され、「たいしたことない」、「うそを言っている」等否定され、虐待はなかったもののよう扱われた。

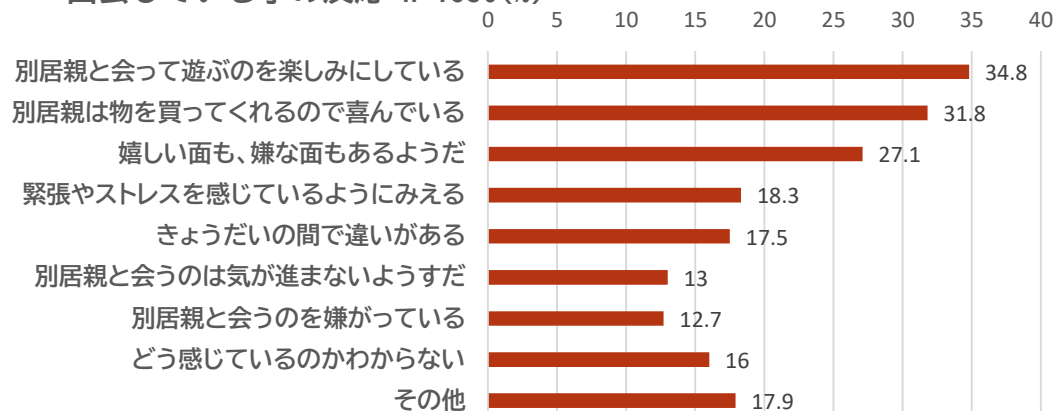
面会交流 取り決めと実施 「よい影響」と「やめたい」という声

面会交流については「子どもの成長にいい影響を与えている」と感じている人が約4割いる一方で、「自分にとって負担でできればやめたい」（30%）「子どもにとって負担でできればやめたい」（15.3%）という人が特に、裁判離婚次いで調停離婚経験者に多かった。

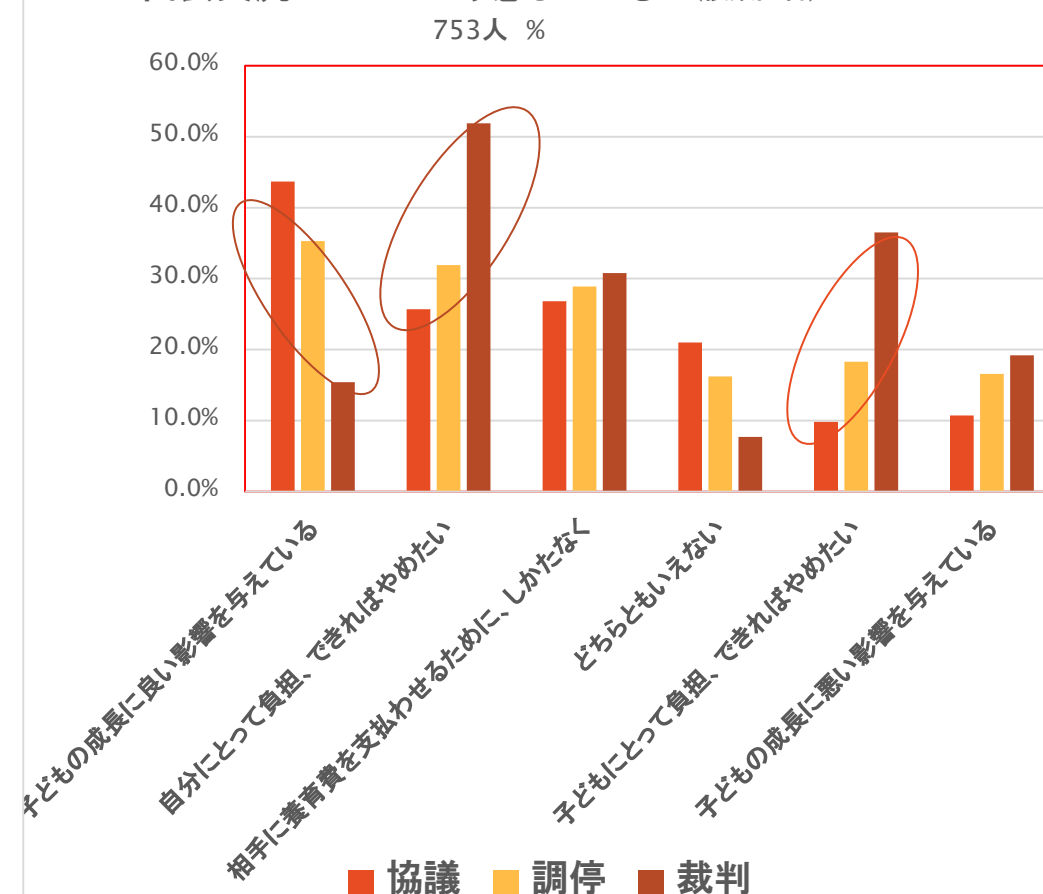
面会交流の取決めと実施 2524人 %



面会している子の反応 n=1536(%)



面会交流についてどう感じているか(複数回答) 753人 %



面会交流 取決め後何も言ってこない親、面会で子どもが怪我

「相手が取決め後何も言ってこない」という人が4割もいた。調停や裁判での係争に熱心で実際に面会交流をしようとする親、面会交流に行っても子どもの面倒をみれない親がおり、子どもの安心安全が守られず子どもの最善の利益に反するといえる。

取決め通り行われていない理由 回答数500人 %



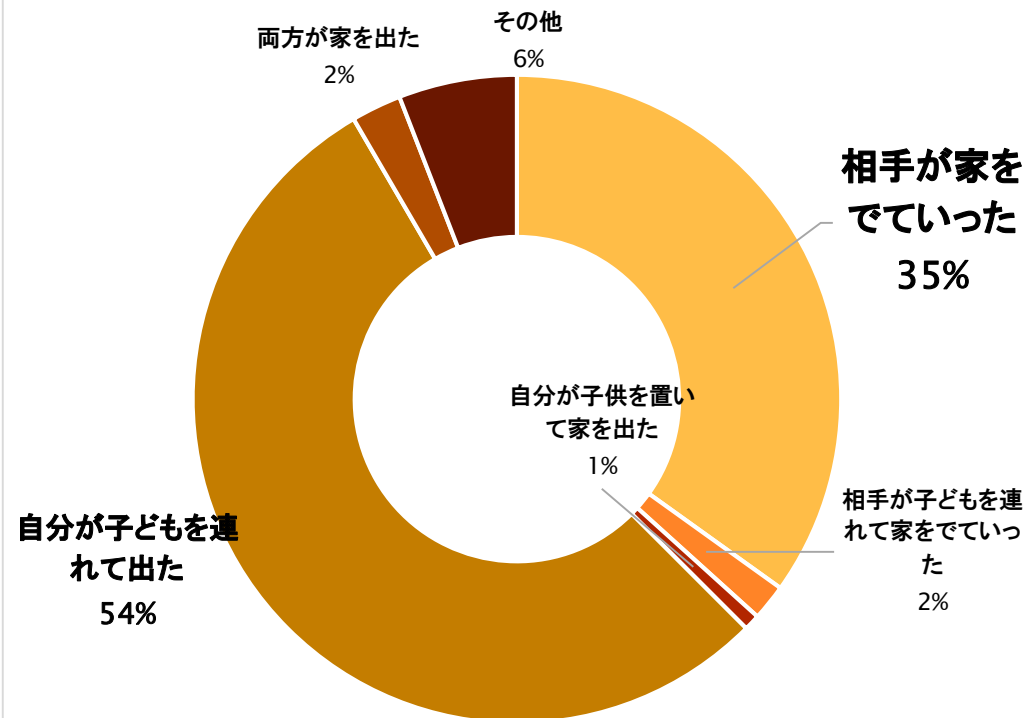
【面会交流についてのこまりごとの自由記述】

- 怪我をさせられたが、病院にも行かず帰ってきた。
- 野外運動場に子どもだけ置き去りにして仕事へ行ってしまう、次男が遊具で溺死しかけ、それを必死に助けた長男と共に、2人とも心の病を患って、今もカウンセリングに通っている。
- 子供を乗せて飲酒運転をする。夜中まで連れ回す。学校を休ませようとする。高額な物を買いはずる。
- コロナで直接対面を拒否し、オンライン面会を提案しても回答をもらえず2年会っていない。
- 面会中に、彼女に世話をさせるため、娘は行きたくないというようになった。
- 相手から「嘘つき、愛情が無い親」プライベートまで調べられ周りに言う。SNSに拡散すると脅迫メールを月に10回以上送付される。
- 子どもとの約束を守らず、子どもを泣かせたり行っても迷子にさせたり、きちんと面倒がみられない。
- 婚姻中の大声や罵りの現場を見ていた子供が相手を怖がり、泣き叫んで逃げ回る状態でも面会をすることを求められたこと。
- 必ず8時間と言われ、子供の宿題や用事などを全く考慮しない。学年があがる毎にだんだん負担になっている。

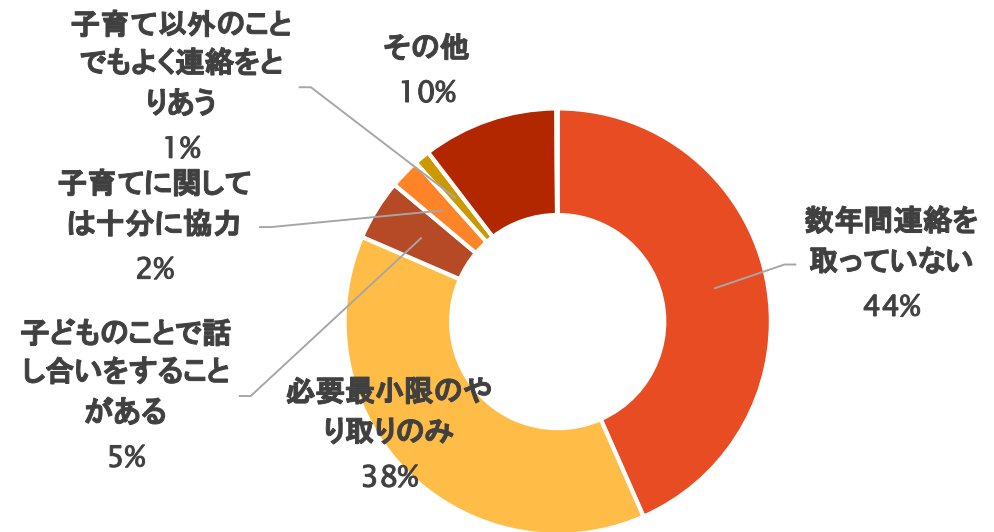
離婚前の別居 相手（夫）が家を出ていった35%

離婚前に子どもを連れて避難している人が多い（53.5%）が、まったく反対に相手が家を出ていったが35%と二番目に多いことも分かった。現在連絡をとっていないのが4割以上となる。

別居はどちらが家を出ていったか 回答数1531



相手との関係性 回答数2524人 %

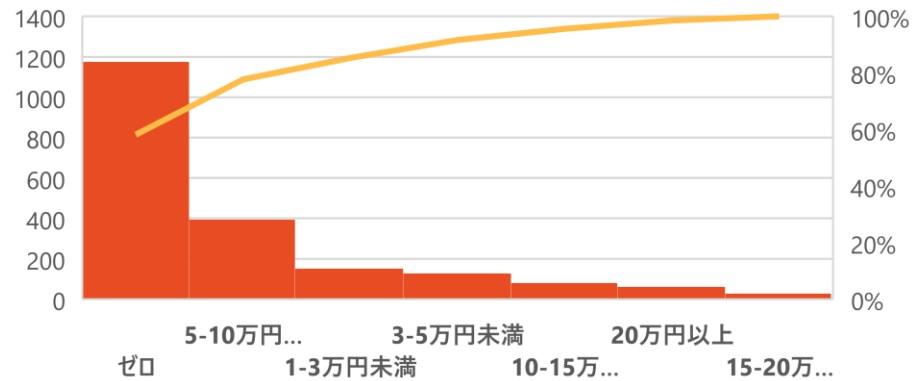


今回の法制審議会家族法制部会は「不当な連れ去り」があるということには触れるが、離婚前の別居は夫側の家出でも起こっている。離婚前には「(主に)夫が家を出ていった」人が4割弱、その結果「夫とまったく連絡をとれない」という人には働きかけはない。

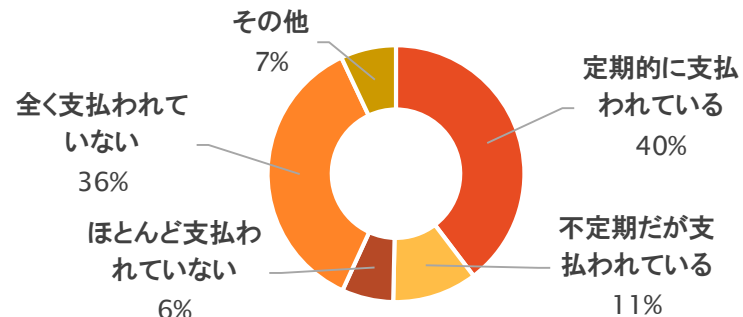
養育費

先月もらった養育費ゼロが半数以上。法定養育費については、賛成だが額が少ないという意見が多かった。

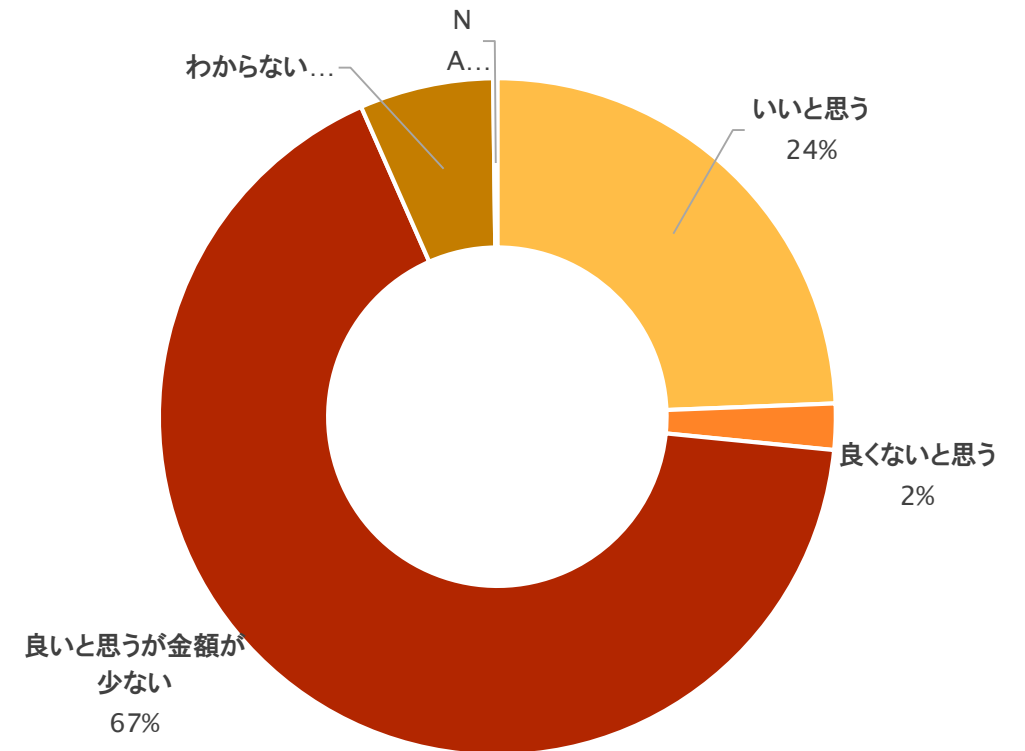
2022年5月の養育費の受取額 回答数2019人



養育費の支払いについて 回答数2524人 %

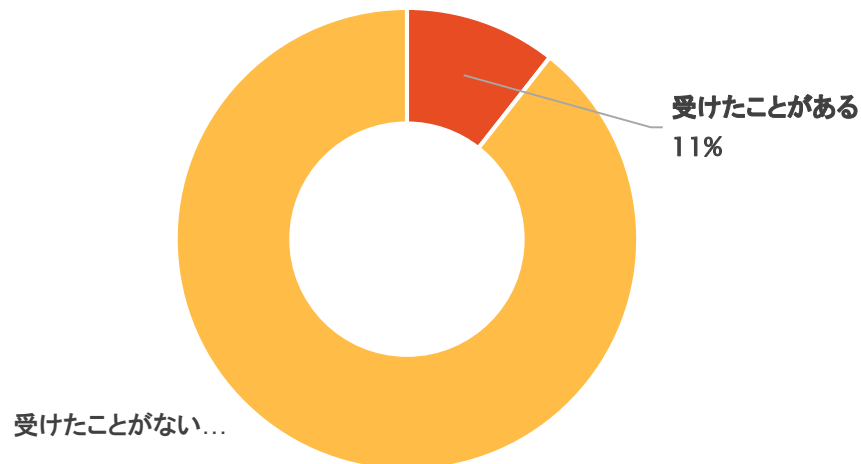


法定養育費について 回答2524人 %



リーガルハラスメント

リーガルハラスメントを受けたことがあるか
回答数2524人 %



リーガルハラスメントとは、法的な手続きを悪用したいやがらせを指します。何度も調停や裁判を起こされることなどが、これにあたります。

【具体例 自由記述から】

●裁判、調停、合わせて9つやっています。裁判では6000万円の請求(根拠のない言いがかりの金銭要求)がなされています。裁判で、相手の言い分が通ることはほぼないと分かっているにもかかわらず、裁判をしなければならないことが苦痛です。DV加害者に、DV被害者を相手に裁判をさせることに制限を与えてほしいです。次々と裁判を起こされ、終わりが見えません。

●養育費止められて強制執行したら、減額調停と面会交流増やす調停を起こされ、強制執行を取り下げようように脅された。

●離婚調停から離婚裁判が終わるまで毎年約3年間、婚姻費用減額調停をされ、こちらの収入を確認したり、私の所得証明書を職場に提出して別居していることもたちや私の扶養手当を不正受給したりしていた。そして、離婚後8月に養育費が決まったにもかかわらず12月にまた、養育費減額調停をしてきて、まだ調停中です。

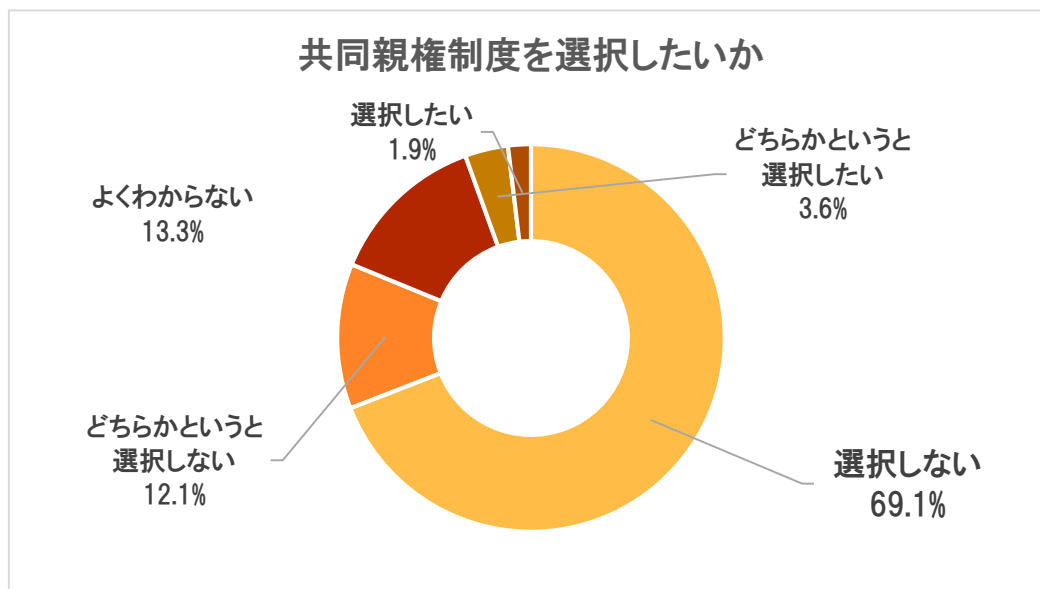
●離婚の調停が不調に終わり、裁判を起こしたが、裁判所をどちらの住所地の方であるかについて、移送の申し立てをされ、最高裁まで上告され、半年間を無駄にした。期日に書面や資料を出さず、期日が空転することが度々あり、離婚を引き伸ばされ、籍が抜けられないため数年間子供に使えるはずの手当などももらえず、苦勞した。

●相手方は同じことを何度も主張して無闇に調停を長引かせた上私の主張を受け入れようとはしなかった。調停は不成立に終わり裁判になり、いつも相手からは期日間際に反論を提出された。また、判決ができるという時に面会交流のことに触れてきて、結局相手から控訴された。調停、裁判と無闇に長引かせられ別居してから離婚するまで3年かかった。

共同親権について 6割が「単独親権制度がよい」

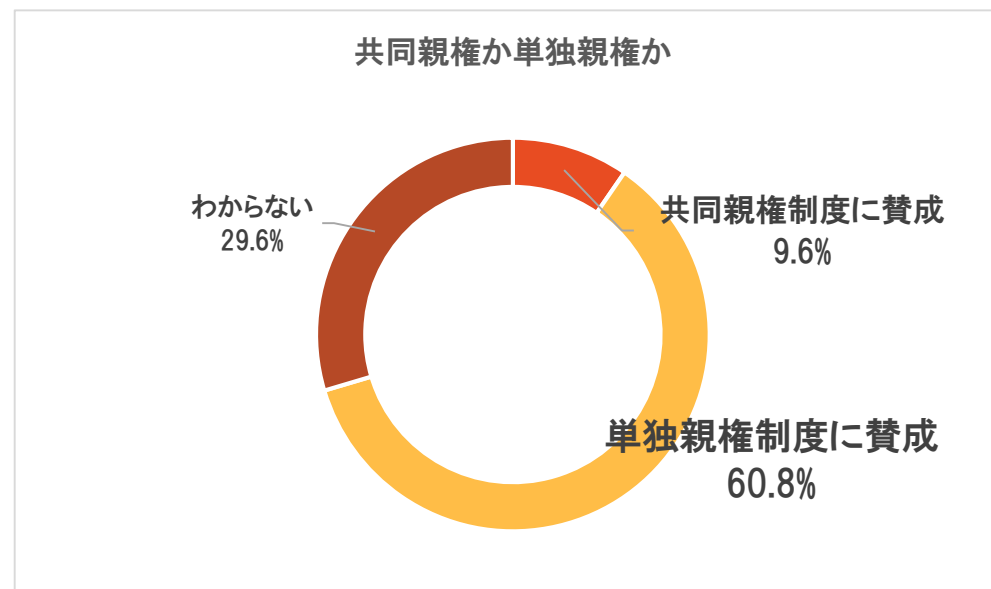
ひとり親は、共同親権制（共同で子どもの教育や医療、居所など重要事項を決める制度）については、共同親権制度を選択しない、どちらかというを選択しないが8割だった。

共同親権制度が**いい**のか、**単独親権制度が**いいのか聞いたところ、約6割は**単独親権制度**、わからないが3割、共同親権制度を望むのは9.6%だった。



n=252

4

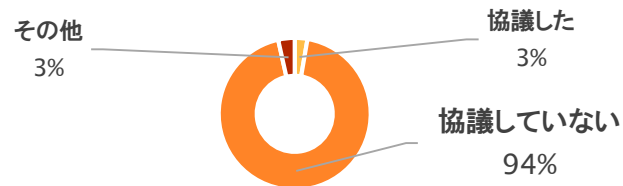


n=2524

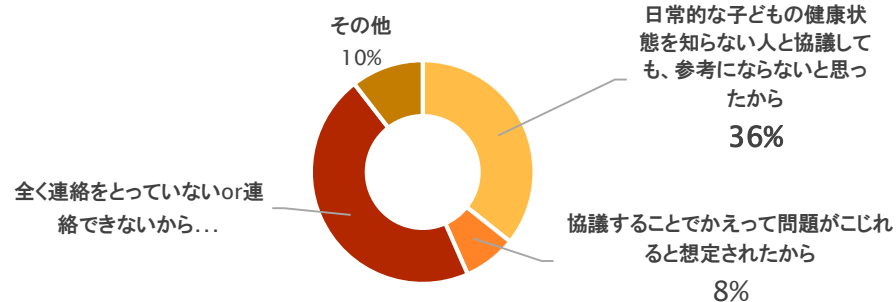
共同親権について

ワクチン接種について事前に協議したか聞いたところ、「協議していない」が94%となった。その理由は「日常的な子どもの健康状態を知らない人と協議しても参考にならない：36%、まったく連絡がとれない46%の上、かえってこじれるが8%であった。こんな状態で双方での協議をすることを義務づけることはできない。これは高校進学先の決定についても聞いたが同様の結果だった。選択制の場合共同親権か単独親権かを主張し続けられないという人が16%いた。

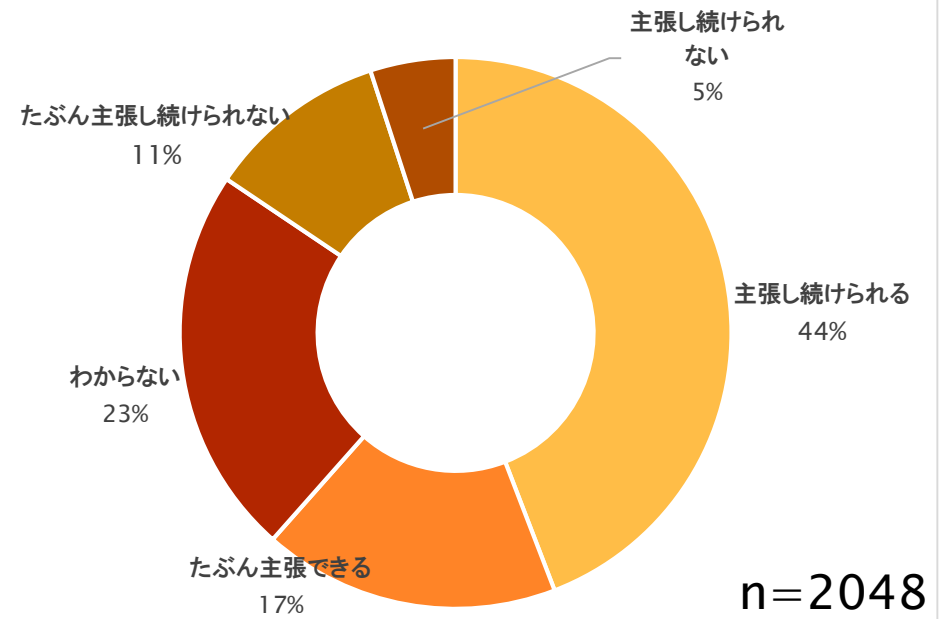
コロナワクチン接種について別居親と協議したか 回答数2339人 %



ワクチン接種について協議しなかった理由 回答数2193人 %



共同親権の選択を主張し続けられるか



離婚後の子どもの養育に関する暫定的提言

1. 共同親権制度及び共同監護制度については、子どもの安心安全を守ることができず、子どもの命を危険にさらすような事故や事件を招きかねないことから、導入すべきではない。選択制であっても双方の力関係が影響するため選択は公平に行われず、子の最善の利益に反する結果となる可能性があるため反対である。
2. 裁判所は、離婚事件で多くの割合を占めている配偶者からの暴力と子どもへの虐待に対し、(特に精神的暴力を軽視せず)十分なアセスメントを行うことを家事事件手続法に位置づけ、人員体制と規範を公にし、調停員及び調査官に対して、配偶者からの暴力等(児童虐待及び精神的暴力を含む)についての十分な研修を行うべきである。
3. 日本で90%を占める協議離婚の実情に関し、調査も知見も不十分な状況で、離婚後の子どもの養育に関する家族法の改正を行ってはならない。
4. 面会交流暫定命令(保全処分)及びフレンドリーペアレントルール(他方に寛容な親のほうが親権・監護権をもつべきであるとするルール)は、子どもの安心安全を守ることができないため、導入すべきではない。
5. 養育費については法定養育費を導入し、子の養育に十分な額とし、政府による立替払い制度を導入すべきである。
6. オーストラリア、イギリスなど家庭内暴力(Domestic Abuse)に対する対策を最優先する制度に改めようとしている状況を踏まえた慎重な対応が必要である。

2022年7月 シングルマザーサポート団体全国協議会